

番号・件名	請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出方について
請願者	住所 団体名 ※個人のため省略 氏名
請 願 の 要 旨	
<p>【請願の趣旨】</p> <p>2023年10月より、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されている。</p> <p>この制度下においては、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書等（インボイス）をもらう必要があり、もらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められることとなった。インボイス発行が可能な課税事業者となると、消費税の申告・納付が義務づけられるため、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなる。</p> <p>また、免税事業者のままインボイス発行ができない場合は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。</p> <p>制度を導入してから小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化、インボイスに係る経理事務の過大な負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業、果ては自殺を検討するといった声も上がっており、インボイス制度による事業活動や国民生活への深刻な影響は決して看過できるものではない。</p> <p>当事者らの声を具現化するものとして、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名、約54万筆が2023年9月29日に岸田文雄前首相に手渡されており、インボイス制度が国民に受け入れられていないことは明白である。消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退になると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益に繋がる。インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。</p> <p>よって、国に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度の廃止を強く要望する。</p> <p>以上のことから、国に対して、地方自治法の規定による意見書を提出されるよう、請願致します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度の廃止を求める。</p>	

※個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。